

平成18年11月27日(月曜日)第2回臨時会

○出席議員(20名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤		毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	榎	津	博	士	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田		孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	義	議員
9番	鈴	木	賢	也	議員	10番	荒	木	春	吉	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	文	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	佐	藤	暘	子	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	19番	佐	竹	敬	一	議員
20番	遠	藤	聖	作	議員	21番	伊	藤	忠	男	議員

○欠席議員(1名)

13番 高橋秀治 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併)選挙管理	委員会事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課	財務室長	菅野英行	総合政策課行財政
尾形清一	総合政策課企業	立地推進室長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	市民生活課	建設課都市	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	整備室長	下水道課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ
佐藤昭	商工観光課長	兼子善男	安孫子政一	推進室長
鈴木英雄	会計課長	芳賀友幸	斎藤健一	農林課長
菊地宏哉	学校教育課	指導推進室長	兼子良一	健康福祉課長
安孫子雅美	監査委員	清野健	熊谷英昭	病院事務長
	農業委員会	事務局長	工藤恒雄	学校教育課長
			宇野健雄	生涯学習スポーツ
				振興課長
				監査委員
				事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	局長	安食俊博	局長	補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務	係長

議事日程第1号

第2回臨時会

平成18年11月27日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 報告第9号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市医療費支給に関する条例の一部を改正する条例)
- ” 5 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例)
- ” 6 議第61号 平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- ” 7 議第62号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 8 議第63号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 9 議第64号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- ” 10 議案説明
- ” 11 質疑
- ” 12 予算特別委員会設置
- ” 13 委員会付託
- 休 憩
- 再 開
- 日程第14 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 文教厚生委員長報告
- (3) 建設経済委員長報告
- (4) 予算特別委員長報告
- ” 15 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成18年11月第2回臨時会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから、平成18年第2回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は高橋秀治議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、5番木村寿太郎議員、17番内藤 明議員を指名いたします。

会 期 決 定

○新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。佐藤議会運営副委員長。

〔佐藤陽子議会運営副委員長 登壇〕

○佐藤陽子議会運営副委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成18年第2回寒河江市議会臨時会の運営につきましては、去る11月21日午前10時9分から議会第2会議室において、委員7名中6名出席、議長以下関係者出席のもと、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数などを勘案し、本日1日間とし、会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第2回臨時会日程

平成18年11月27日(月)開会

月 日	時 間	会 議	場 所	
11月27日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、議案上程、同説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託 議 場	
	本会議休憩中	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
		総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
委員会・分科会 終了後	本 会 議	再開、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会 議 場		

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第3報告第9号から、日程第9議第64号までの7案件を一括議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、報告第9号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年8月25日に市立なか保育所駐車場で、市所有マイクロバスが軽自動車に接触し、損害を与えた交通事故について、示談を行うに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたので、御報告申し上げるものであります。

次に、承認第8号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。入院時食事療養にかかる食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正に伴い、寒河江市医療費支給に関する条例について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第9号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。診療報酬にかかる厚生労働省告示の改廃に伴い、寒河江市立病院使用料及び手数料条例について所要の改正を行ったものであります。

以上の2案件については、議会を招集するいとまがなく、急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものであります。

次に、議第61号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。このたびの補正予算は、山形県職員の給与改定の取り扱いに準じ、特別職及び一般職の職員の給与改定並びに人事異動等に伴う給与等、経費の調整を行うものであります。その結果、1,491万3千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ139億6,854万5千円となるものであります。

次に、議第62号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。このたびの補正予算は、山形県職員の給与改定の取り扱いに準じ、一般職の職員の給与改定及び人事異動等による給与等、経費の調整を行うものであります。その結果、30万2千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億5,680万5千円とするものであります。

次に、議第63号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について及び議第64号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。山形県職員の給与改定の取り扱いに準じ、特別職の職員については、期末手当の支給割合、一般職の職員については、期末手当及び勤勉手当の支給割合について、所要の改正をしようとするものであります。

以上、6案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上御承認、御可決くださるようお願い申し上げます。

質 疑

○新宮征一議長 日程第11、これより質疑に入ります。

報告第9号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第8号について質疑はありませんか。松田 孝議員。

○松田 孝議員 この食事療養の費用の額の算定基準がどのように変わったのか、概略だけでも説明をお願いしたいと思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 承認8号の案件につきましては、福祉医療の支給にかかわる案件でございます、県単の制度でございますので、県の制度に準拠して寒河江市の支給に関する条例も改正したということでございます。その内容につきましては、特別療養型の病院に入居した場合のホテルコストと言われます入居費並びに入院費並びに食事療養費につきまして規定を定めている内容でございます。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 今回の改正に当たり、自分なりにですけども、間違っていないかどうかお聞きしたいんですけど.....。

○新宮征一議長 マイク使ってください。

○佐藤良一議員 食糧費に調理コスト約4万2千円ばかり、あと食糧費が光熱費当たり月額1万、住居費に重ねられるような感じいたしますけど、療養に対しては1日当たり780円から1,700円にふえると聞いておりますけど、これに間違いありませんでしょうか。

また、寒河江市立病院におきましても、該当者があるのかないのかお聞きしたいと思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 先ほども申しあげましたように、このたびは健康福祉課の改正につきましては、福祉医療に該当しないというようなことで、この条文を削る案件で上程させてもらっております。そのようなことで、内容についてはこれを該当しないことなので、この条文を削るというようなことで、これに該当する福祉医療の制度はございません。

○新宮征一議長 病院事務長。

○兼子良一病院事務長 ただいまの件でございますが、今回の改正につきましては、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴って、10月1日から医療保険が適用される医療型療養病床に入院する70歳以上の高齢者に対して、食費及び居住費の負担の見直しが行われたわけでございます。

ただいま御質問の件でございますが、寒河江市立病院は病床区分の一般病床となっております。今回の案件につきましては、療養病床ということでございますので、病床区分が違いますので、寒河江市立病院には関係していないところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 承認第8号についてほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第9号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第61号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第62号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第63号について質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 このたび特別職の報酬の引き下げの一部条例改正載っておりますけど、特別報酬、特別職にあるものに対して報酬審議会などを開く予定というのはなかったのかどうかでありますけど、市長にお聞きしたいと思いますけど、その辺の感じはどのようにお考えになっているのかどうかであります。

また、県議会におきましても、いろいろ新聞等に載っておりましたけど、その辺の取り扱いをどのように行われるのかどうかであります。市長と市議会議員はお互いに選挙で選ばれておりますし、その辺のことを今どのようにお考えになっているのかどうかであります。

○新宮征一議長 助役。

○荒木 恒助役 今回の特別職の条例改定に当たっては、まず県の職員の給与改定の取り扱いに準じたということで、県でも特別職の給与改定がありましたので、それに準じた取り扱いで改定を行ったということでございます。

なお、議会の議員の改定については、これを提案する前に議会に申し入れをしまして、こういう改定が県でもありますので、寒河江市でも改定をするということで、あらかじめ合意いただいております。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 やはり特別職にあるわけでありまして、やはり報酬審議会なりを開ければ一番よかったんじゃないかなと私なりに思うんであります。やはりその辺のことを考えれば、市議会議員と市長は民意を反映させておるわけでありまして、市長がみずからは条例改正で引き下げもできますけど、議員の場合は特別報酬審議会があるわけでありまして、その辺のこともあったならばと私思っているわけでありまして、市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○新宮征一議長 市長。

○佐藤誠六市長 特別報酬等の審議会の場合につきましては、市独自の改定という場合に開催させてもらっておるわけございまして、今回の場合は県の人事委員会勧告に準じて、県の特別職あるいは議員ということに倣ってということでございまして、市の報酬審議会は開催しなかったところでございます。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 先ほど助役の答弁で、議会の方にも要請というか、されたというふうな話でしたけれども、いつどういうふうな形でなされたのか、具体的にお聞きをしたいと思います。

○新宮征一議長 助役。

○荒木 恒助役 日にちは、ちょっと今ここではっきりわかりませんが、形は議長室にお伺いして、議長、副議長に資料を提出してお話を申しあげました。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 なら後で調べて、いつでどういう資料だかも出していただきたいと思います。私ども受け

ていませので。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 同じですけれども、どのような形で議会に徹底されたのか。これは当局でそのことを確認する責任があるかどうかわかりませんが、議会の内部の問題でもありますので、後ほど議長に確認したいと思いますが、その議案の是非は別にして、そういう手続の問題についてはきちっとした確認をとった上で報告していただきたいというふうをお願いを申し上げます。

○新宮征一議長 63号についてほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第64号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第12、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第61号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第61号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○新宮征一議長 日程第13、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第63号、議第64号
文教厚生委員会	承認第8号、承認第9号
建設経済委員会	議第62号
予算特別委員会	議第61号

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午後 1時00分

発言の申し出

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木助役より発言の申し出がありますので、これを許します。荒木助役。

○荒木 恒助役 特別職の給与改定について、先ほどいつ議長と副議長にお話をいたしましたかということでありましたけども、11月17日、午前10時、議長室にてこの臨時議会に提案することについてお話をいたしました。これを受け、議長等については提案をすることに了承をされたということであります。それで、先ほどの質問の中で、提案の了承を同意と申しあげたところであります。

以上です。

委員会審査の経過並びに結果報告

○新宮征一議長 日程第14、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

○新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

○松田 孝総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、11月27日午前10時2分から市議会第2会議室において委員7名中6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第63号及び議第64号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第63号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

○新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木春吉文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

○荒木春吉文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月27日午前10時3分から市議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、承認第8号、承認第9号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市医療費支給に関する条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第8号は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、市立病院に療養型病床を設ける考えはあるのかとの問いがあり、当局より、今の段階では申しあげられないとの答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第9号は多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

○新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木賢也建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

○鈴木賢也建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、本日11月27日午前9時59分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第62号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第62号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

○柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、本日11月27日午前9時49分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第61号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

議第61号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが質疑もなく、質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん休憩いたしました。

次に、本日11月27日午前11時40分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第61号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第61号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第15、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第8号は承認することに決しました。

承認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第9号は承認することに決しました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議第62号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後1時14分

○新宮征一議長 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。これにて平成18年第2回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 木 村 寿 太 郎

同 上 内 藤 明